**スポーツ・レクリエーション大会出場選手奨励金交付要綱取扱内規**

１　要綱第１条の全国大会等に出場するための資格は、以下のとおりとする。

　(１)　奨励金交付申請年度以前に得た資格とする。

　(２)　奨励金交付申請年度に、予選等を通過し得た資格とする。

２　申請日の規程について、以下のとおりとする。

　(１) 申請日は当該大会の開催年度（4月1日から3月31日まで）と同一の

年度（4月1日から3月31日まで）内とする。ただし、市長が特に認め

た大会を除く。

３　要綱第２条第１号の国又は都道府県の機関が認めた大会とは、以下のとお

りとする。

(１)　国又は都道府県の機関が主催する大会とする。

(２)　国の機関が後援する大会とする。

４　要綱第４条第１項第３号にある「同一のもの」の「もの」とは、以下のと

おりとする。

(１)　市内在住者、その活動拠点が市内にある在勤者及び在学者を「個人」

と定義する。

(２)　小学生又は中学生で構成された市内の団体のみを「団体」と定義す

る。

　※団体として奨励金を交付された場合、その団体の構成員が別の大会で個人的に優秀な成績を修めた時には、「個人」と「団体」を別「もの」として捉え、奨励金の交付対象とする。